

# 4 融資限度額の計算方法

融資限度額については、次の（１）及び（２）で算出した額のうち、いずれか低い額になります。  
**但し、償還財源（収支差額）の見込みによっては、この融資限度額でのご融資ができない場合があります。**

$$(1) \quad \text{① (所要額)} - \text{② 法的・制度的補助金} \times \text{③ 融資率}$$

$$(2) \quad \text{担保評価額} \times 70\%$$

(注1) 貸付金額は10万円単位、貸付金の最低額は200万円となります。（特定有料老人ホームの貸付金額は200万円単位）  
(注2) 代理貸付の場合は担保評価額×80%となります。  
(注3) 無担保貸付制度（P10参照）を利用する場合は（1）で算出した額と無担保貸付限度額を比較し、いずれか低い額が融資限度額となります。

## ① 所要額

### 《設置・整備資金》

#### ◎ 建築資金・設備備品整備資金

所要額については、ご融資の対象となる施設の設置・整備に要する下表に記載の費用が対象となります。

貸付金の種類	対象費用
建築資金 新築 改築 拡張 改造・修理 購入 賃借	【建築工事費】 大型設備等工事費、特殊工事費に該当しない一切の工事費（敷地造成工事（敷地の造成、整地、擁壁工事）を含む。）
	【大型設備等工事費】 介護用リフト、自家発電設備、給水設備等の整備に要する費用
	【特殊工事費】 ・ 解体撤去工事費（既存建物の解体、撤去工事の費用） ・ 仮設施設整備工事費（仮設施設の建築工事の費用）
	【設計監理費】 建物の設計及び監理に要する費用
設備備品 整備資金	機械器具、備品の購入、取付工事等に要する費用

#### ◎ 土地取得資金

##### 施設の用に供するための土地の取得に要する費用

(注1) 2025年度までの措置として、地域医療介護総合確保基金等における「定期借地権利用による整備促進特別対策事業」の対象となる「一時金」を土地の取得に要する費用に含めることとします。  
(注2) 先行して土地を取得するためにご利用いただく場合は、当該取得地での建物整備を伴う場合となります。

### 《経営資金》

#### 施設又は事業の経営に必要な資金

(注) 特定有料老人ホームに対する経営資金は融資対象外です。